令和3年 神奈川県議会 第3回定例会 厚生常任委員会

令和3年12月10日

谷口委員

私からは今日、3点にわたってお伺いしていきます。

まず最初に、私が本会議の代表質問でやらせていただいた件でもあり、議案となっておりますので、12月補正の中のワクチン・検査パッケージの検査支援事業費について、少し重複する部分あるかもしれませんがお伺いしていきます。記者発表の資料を基に聞いていきたいのですが、まず、この検査方法のところでPCR検査等とありますが、この等は何を意味しているのか、確認をさせてください。

医療危機対策本部室長

この等ですが、LAMP法あるいは抗原定量検査、こういったものが、含めて等と書かれております。

谷口委員

それからその下の検査実施者の薬局等の等は何を意味しているのでしょうか。 医療危機対策本部室長

検査事業は、メインが薬局ですが、そのほかに医療機関や衛生検査所、これ は民間も含めてですが、こういったところが想定されています。

谷口委員

もう1点、等ばかりで恐縮ですが、その下のイベント系事業者等の等、また 今度、イベント系事業は、具体的にはどうしたところを想定しているのかお伺 いします。

医療危機対策本部室長

これは、まさしくイベントで、いろいろなスタジアムなど、そういうところでやるイベントもありますし、あとは旅行会社で、パック旅行の申込要件にするとか、あとは飲食店で、飲食店の集合施設とか、そういったところも含めての等と考えております。

谷口委員

それと期間のところで、一応、今年の12月、今月下旬から来年の3月末までということになっているのですが、この下旬というのは、当然、予算が通らないとスタートできないとはいえ、大体いつ頃を想定しているか教えてください。 医療危機対策本部室長

今回の定例会の会期が17日ですので、この予算案について議決いただけたらという前提ですと、12月20日ぐらいに、実際の事業者の事業が一部でも開始できればと、そのための準備作業として、今、鋭意、様々な事業者の情報収集や声かけとかといったことを進めていたという状況です。

谷口委員

私が本会議の代表質問で取り上げたきっかけは、アレルギー等でワクチンを打てないということで、相談いただいた時点では、この検査パッケージを使おうとすると有料でPCR検査等を受けなければいけないということで、何とか無料にならないかという相談を頂いていました。今回国がやるということで、

県は具体的に事業やっていたと思うのですが、仮に、私がワクチン受けられなくて検査を受けたいという場合にどのようにすればいいのですか。検査を受けたい人が、例えば、薬局に行って申し込んで、その費用はその場では払わなくていいという仕組みになるのですか。

医療危機対策管理担当課長

こちらの事業の流れですが、例えば、そういう方がいる場合、まずは県の流れとしては、先ほど申し上げたような無料検査に対応いただける事業者の方に手挙げをしていただいて県のほうから登録をする、その登録が完了したらそこの事業者ではそうした検査ができるようになりますので、県のほうでも何らかの形で周知を図っていきたいと思っています。そういった検査を受けたいという希望の方がいましたらその検査をしているところに行っていただき、これは、基本的には国のほうも予約なしでできるということを売りにしておりますので、できるだけ予約なしでもできるような形にしたいと思いますが、そちらで申込書を出していただく。そこの中で、理由として、健康上の理由でワクチンを接種できないというところにチェックをする欄があります。その申出自体は、基本的には自己申告といった形になりますが、その辺の申込書を出していただき本人確認をした上で検査を受けていただくので、その場では、検査費用は無料となります。県のほうから事業者に対して、その検査にかかった費用を補助するという仕組みになっております。

谷口委員

そうすると、検査を受けたい方はどうやってその登録した事業者を知ることができるわけですか。

医療危機対策管理担当課長

広報の仕方はまだ検討中ではありますが、例えば、ホームページなどでその リストを作って公表をするということを考えております。

谷口委員

ホームページでやっていることを知っていただくのは非常に効率的だと思うのですが、一方でネットを使えない方々もいるので、そうした場合はどのように考えていますか。

医療危機対策管理担当課長

まだ検討中ではありますが、例えば、統一的な貼り紙のようなものをダウンロード、もしくは希望の店舗に対してお送りをして貼っていただけるようなことなども含めて、なるべく地域で、ここの薬局はそれをやっているということが分かるような仕組みも考えていきたいと思います。

まだ検討をしている段階ですので、いろいろなことを工夫しながら考えてい きたいと思っております。

谷口委員

薬局に行ってみないと分からないということだと、受ける側からすると無駄 足になる可能性もあるので、ネット以外、ホームページ以外とかで、やはりき ちんと、何か、いろいろ見られるような形を、ぜひとも工夫をしていただきた い。それは何がいいのかということはお考えいただければと思います。

では、この点は以上で終わりたいと思います。

次に、ずっと質問させていただいた、この感染された方の重症化を防ぐ取組 について確認をさせていただきます。

今かなり感染者数は落ち着いておりますが、このオミクロン株の感染者が、例えば、先日、岐阜県も出てきたり、水際で抑えているとはいえ市中感染は恐らく今後、出てくるのではないかと思います。そういう意味で、今落ち着いている中ではありますが、この重症化を防ぐ取組は非常に大事だと思っております。県のほうで進めていただいているこの中和抗体療法による治療件数は、これまでどれくらいあったのか、まず確認をさせてください。

医療危機対策本部室長

この常任委員会報告資料では11月28日現在の報告としておりますが、直近の状況でお話ししますと12月5日現在で治療件数は895件となっております。 谷口委員

10月の常任委員会でこの拠点病院の指定を進めるということでありましたが、現在、拠点病院はどれくらいの数になっているのか教えてください。

医療危機対策本部室長

拠点病院が37になっております。

内訳で、入院で治療を行っている病院が 27、外来で行っている病院が 11 で、その差 1 つありますが 1 病院は入院、外来いずれにも対応しています。 42 病院で、 1 日当たり 152 人までの対応が可能という状況です。

谷口委員

今、数字がよく分からなかったのですが、最後の 42 病院というのは 37 と何が違うのでしょうか。要するに、最初の 37 病院が拠点病院になっている、入院が 27 で、外来が 11 で、これを足すと 38 になるので、そのうち 1 病院は両方やっていますということで、最後に 42 病院というのは何なのか。

医療危機対策本部室長

拠点病院が37あります。その内訳として、繰り返しになりますが、入院で行っているのが27で、外来で行っている病院が11となっております。このうち1病院は両方行っているという状況になっています。拠点病院では37となっています。42病院と言いましたのは中和抗体療法そのものを行っている病院で、拠点病院以外の数字も含めて件数を申しましたので差が出ました。

谷口委員

ということは、拠点病院以外に5つの病院があり、42病院は37を含めているという理解ですか。医療危機対策本部室長はい。

谷口委員

ということは、5つの病院が、拠点病院ではないが中和抗体療法を行っているということですね。

この拠点病院ですが、改めてこの拠点病院の役割は、どういう観点で配置しているのか、確認させてください。

医療危機対策本部室長

拠点病院については、空白地域ができないように二次医療圏ごと、例えば、 横浜市は当然人口も多いので数が多いのですが、そういった二次医療圏ごとに 一定数の拠点病院が配置できるように今指定しているという状況です。 谷口委員

少なくとも1つは二次医療圏に必ず配置をされているということなのでしょうか。

医療危機対策本部室長

おっしゃるとおりです。

谷口委員

大事なのは、この中和抗体療法によってどれぐらい重症化を防げたのかというところなのですが、その辺の数字が何かありましたら教えてください。

医療危機対策本部室長

先ほどの12月5日時点の895人の内訳で申しますと606人の方が快方に向かわれた状況です。副作用があった方が32人、容体が悪化した方、これは中和抗体療法による悪化、もしくは、コロナの浸食が進んでいるもうそのものということですが、その内訳までは出ませんが容体悪化が16件、容体が特に変わらなかったという方が241件ということになっております。

谷口委員

悪化は防げなかったという可能性もあり、もしかしたらこの中和抗体療法が悪い影響を与えたかもしれない。いろいろな解釈ができるかと思うのですが、いずれにしても、約3分の2は快方に向かっているということで、一定の効果というか、かなりよい効果が出ているのではないかと思います。

最初は点滴で始まって皮下注射でもできるようになったということですが、 これはどういう場合に可能なのでしょうか。

医療危機対策本部室長

これまでで言いますと、中和抗体療法の場合は点滴が原則で、やむを得ない場合のみ皮下注射という形で、極めてレアケースの扱いになっていました。今回新たに、コロナの発症抑制効果があると考えられる濃厚接触者に投与する場合には、点滴も加えて皮下注射も、濃厚接触者の場合は皮下注射もできるようになったということになりました。これについては3つの要件を満たす者が該当ということで、濃厚接触者または無症状の病原保有者、陽性者ですね、それから、重症化リスクの因子を持っている方、重症化リスクがある方、ワクチン未接種またはワクチンの効果が不十分な方、そういった要素があります。

谷口委員

今、やむを得ない場合にというお話しがありましたが、そのやむを得ない場合とは、例えば、どのようなケースが考えられますか。

医療危機対策本部室長

ほとんどレアケースで該当するケースがほとんどなかったので、個別の事情としては把握しておりません。

谷口委員

それで、中和抗体療法は今数字を出していただいたように、これまでのコロナの株には一定の効果があったと思うのですが、オミクロン株に対するこの効果は、何か具体的な結果や研究とかして、この辺の判断ができるような材料は何か出ていますか。

医療危機対策本部室長

具体的にはオミクロン株への対応の効果などといったことについては、まだ情報は出ておりません。

谷口委員

実際広がって治療してみないと分からないところがあるのかなと、今理解を しました。

もう一方で、先日、経口治療薬、飲み薬のほうの承認申請が厚労省にありましたが、この辺の承認の見通し等、分かる範囲で教えていただければと思います。

医療危機対策本部室長

12月3日、アメリカの製薬会社のメルク社の日本法人MSDというところがあるのですが、そこの経口治療薬、モルヌピラビル、これを厚労省に承認申請し特別承認で適用を求めたということで、国は12月3日の松野官房長官の会見の中で、年内の承認を目指して迅速に審査を行っていくと聞いております。これが承認されると国内で初めての経口治療薬となります。

なお、11月4日、英国がモルヌピラビル、同じものについては承認済みという状況です。

谷口委員

年内目指してということですので期待をしたいと思います。

この飲み薬、経口治療薬が承認されて使えるということになると、具体的に はどういう効果が期待できるのですか。

医療危機対策本部室長

このメルク社によりますと、臨床試験では軽症や中等症の患者の方が、入院や死亡するリスクを3割減らすことができたといった成果が臨床試験でも出ているという効果が見込まれています。

谷口委員

ちなみにオミクロン株に対する効果は、報道等で一部出ている部分もありま したが、どのように把握していますか。

医療危機対策本部室長

まだ現時点では、正確な情報としては把握していない状況です。

谷口委員

こちらも、一部報道によるものだと、やはり、同じように一定の効果があるのではないか、今までと同じような効果があるのではないかという見解も出ていました。まだ正式な見解ではありませんが、しっかりとそこも追っかけていっていただきたいと思います。

これは、例えば、経口治療薬が承認されて使えるということになると、ここは分かる範囲で結構ですが、県として、この治療体制とか全体のこの重症化予防策の中に経口治療薬を位置づけて、いわゆる治療の仕組みの中、隙間の中に入れ込むようなことを何か考えていますか。

医療危機対策本部室長

承認を受けた経口治療薬がどの程度の生産量がなされるかによると思いますが、この中和抗体薬の治療もそうですが、ある程度限られてきますので、それ

を取り扱える医療機関が限定されると思います。その場合にはそういった情報 を収集して紹介するといったことも考えられますが、その供給量に応じた対応 も必要かなと考えております。

谷口委員

今後もまた感染症対策協議会等で話が出てくるのかもしれませんので、その 辺、厚労省の情報もしっかりと掌握しながら進めていっていただければと思い ます。

3点目は、去年の本会議の代表質問で取り上げさせていただいて今進めていただいている途中だと思いますが、精神障害者の医療費とか生活状況に関する調査について伺いたいと思います。

これについては関係団体からこの重度障害者医療費助成制度において精神障害の方の手帳所持者の緊急の入院、また、2級が対象となっていないということで、種々要望も頂いているところです。

今回、その生活実態状況に関する調査をしていただいているのですが、幾つ か確認をさせていただきます。

まず、この調査の進捗状況についてお伺いします。

利用者支援担当課長兼障害福祉担当課長

現在調査についてですが、9月15日から10月15日までを期間として、政令市を除く県所管域の精神保健福祉手帳所持者2,000人を対象として、調査票を郵送して、記載された調査用紙を県に返送いただく方向で実施をしております。調査の対象者から、10月15日の期限までに回答を返送することが難しいという連絡を頂いたこともありましたが、調査期間の後に県に届いた調査票についても受け付けているところです。調査期間中に県に記載方法などの問合せを頂いた方もいましたが、おおむね、混乱することなく実施することができまして、現在集計作業を進めているところです。

谷口委員

2,000 人を対象に行っていただいたということで、2,000 人のうち回答を頂いた数は、現在のところどれくらいいるのかお伺いします。

利用者支援担当課長兼障害福祉担当課長

調査への回答数ですが、12月1日の時点で980人から調査への回答を頂いております。当初は、調査対象者2,000人のうちの60%の1,200人から回答を頂くことを想定しておりましたが、それに満たない49%の980人からの回答となっているという状況です。

谷口委員

想定の60%からは、11 ポイントぐらい届かなかったということで半分弱ということですが、これは少ないのではないかとも思う反面、何かあっていろいろな事情があるのだろうなと思うのですが、この辺について、当局としてどのように捉えているのかお伺いします。

利用者支援担当課長兼隨害福祉担当課長

今回の調査の参考とした調査がありまして、まず1つめは奈良県の平成25年度精神障害者の暮らしや受診状況の実態等に関するアンケート調査というものがあります。そちらについては有効回答率が43.4%という結果と伺っておりま

す。

それから、同様に参考とした国の平成28年生活のしづらさなどに関する調査、 こちらのほうでは有効回答率が49%となっています。

今回の調査においては49%の回答となっており、無効となる調査票についてもほとんど見られていないという状況ですので、有効回答率も、奈良県や国のほうと近い数値になることを見込んでおり、調査への支障はないものと、その形で取りまとめをしていきたいと考えています。

谷口委員

回答していただくために、何か県として工夫されたことはありますか。 利用者支援担当課長兼障害福祉担当課長

関係団体のほうにも協力いただいて周知を進めていた状況がありましたので、そういう点では、本人たちには情報が行き渡ったのかなと考えています。さらに、問合せの中で、それほど混乱したような状況はありませんでしたので、そういう点では、回答率 49%ぐらいですが、何とか支障なくできているのかなと考えています。

谷口委員

中身については、今取りまとめ中ということですから、お聞きしてもなかなか回答が難しいかと思うのですが、最終的にこの結果の取りまとめの方向性は、どういう方向性でまとめていくのか、その辺をお伺いします。

利用者支援担当課長兼障害福祉担当課長

今回の調査では48間にわたり、調査対象者の方の就労の状況や収入の状況、 医療機関の受診状況、障害福祉サービスの利用状況、将来の住居の希望、社会 参加の状況などを対象者の方から伺っておりまして、非常に重要な情報が得ら れたと考えています。現在、返送いただいた調査の回答の確認作業を進めてい るところですが、取りまとめに当たりましては集計方法も工夫して、詳細な分 析もできるようにしていきたいと考えております。

谷口委員

最後に、この取りまとめに向けた今後のスケジュールは、最終的にどういう 形で仕上げるのかも含めて、スケジュール感と両方、お伺いします。

利用者支援担当課長兼障害福祉担当課長

今回の調査結果については、引き続き集計作業を進めて、今年度中には取りまとめを行いたいと考えています。その上で、来年度、調査結果を踏まえて、精神障害者の方に必要な施策の検討を行うとともに、事業化に向けた調整も行いたいと考えています。

谷口委員

今年度末、来年の3月までには報告書をまとめていただいて、それを基に来年度、どういう事業をやっていくか等を検討していただく。ということは、それが反映されるのは再来年度の予算とか事業にという理解でよろしいですか。利用者支援担当課長兼障害福祉担当課長

来年度、検討ないし、事業化に向けた調整ということになりますので、やは り再来年ということになろうかと考えています。

谷口委員

先ほど、重要な実態の情報を得られたという発言もしていただきました。私は本会議の代表質問の中でも、少し要望の中で申し上げたのですが、我々は、現にいろいろな相談を頂きますが、今回の調査は手帳をお持ちの方が対象でした。様々な相談を頂く中で、生活困窮の問題だったり家族の問題だったり様々な相談いただきますが、共通して、そこには少しメンタルの課題もお持ちの方がやはり比較的多いということが実感です。

そういう意味で、今回得られたこの様々なこの結果を、障害福祉だけの分野ではなく、もう少し様々な福祉のところにまで実態の情報として活用していただけるように、そうした取組も少し局を幅広に、また、医療の分野にかかってくるかもしれませんし、そういう意味でぜひ、この両局にわたってしっかりと活用していただけるようにお願いをして私の質問を終わります。